

行政闘争、決め手の武器とされた同対審答申・特措法

部落解放運動によって同対審答申が昭和 40 年(1965 年)8 月に出され、同 44 (1969 年)年 7 月には特措法(同和対策事業特別措置法)が制定されたことにより、同和対策事業が法的根拠の下に行われますが、解同は同対審答申、特措法を闘いの武器として、地方自治体に対する行政闘争を強めていきます。解同による地方自治体への闘争がどのようなものだったのか、今回はそれを中心に明らかにします。

まず解同広島県連は同対審答申、特措法制定をどのように考えていたのでしょうか。解放新聞から拾ってみましょう。

《「60 年代における部落解放運動は、同和対策審議会の答申を出させ、さらには 1969 年 7 月 10 日、同和対策特別措置法の制定公布を勝ち取り、70 年代へ向けて、完全解放への行政的・法制的足がかりを築くことに成功いたしました。70 年代こそ、部落の完全解放の戦いを具体的に有効に押しすすめなければなりません」(121 号 昭和 48 年(1973 年)8 月部落解放県政樹立第 4 回広島県民集会 基調提案)》

同対審答申と特措法は解放運動によって勝ち取ったという認識です。ではこの答申と特措法を使って具体的に、どのように戦いを進めていこうと考えていたのでしょうか。

《「72 年は、行政差別に対して徹底的な糾弾闘争でもって行動を展開せねばならぬ年である」「今年の 72 年は、『同対審答申完全実施』と『特別措置法の具体化』を武器として、行政闘争を戦っていく最大の年であると確信する」(45 号 解放運動の 1 年間をふりかえり)》

「武器として」というのは、「同対審で答申されたことを完全実施しろ」「特措法にある改善事業を具体的に進めろ」と要求することです。解同はこれらを武器として行政を糾弾する戦術を次のように明らかにしています。

《「わが同盟が当面する答申完全実施のために、特別措置法即時具体化を要求する闘いの方向は、自ずから明らかである。それは末端自治体並びに地方自治体に対する行政闘

争を積極的に推進することである」。(42号 昭和46年10月 第1回県委員会 基調報告)

答申と特措法を武器にして地方自治体・行政を糾弾する闘争方針を既に昭和46年に決めているのです。解同はこの後、行政を糾弾する闘争の方式をとって行くのですが、行政闘争を解同自身、次のように記しています。

《この闘争こそが部落解放同盟の差別に対する闘争の基本的形態である》

行政を差別だと糾弾し、要求を「同対事業」として実施させるということです。何が差別になるのでしょうか。解同は同基調報告の中で

《当該部落の大衆がもたらされている日常諸要求を、差別として位置づけ》と、部落の日々の生活で生ずる要求は差別にすると明記しています。中央版463号にはもっとあからさまに次のように明記しています。

《部落に日常生起する一切の問題は、それが偶然に起こっているのではなく、どれほど小さいな問題であるとしても、それは部落の長い歴史的、社会的関係、すなわち差別によって培われ発生しているのである。だから、部落における一切の不利益な問題は、差別として取り上げなければならない》

部落で欲しいものは何でも差別にして要求するということです。気に入らないことがあれば部落に不利益だ、差別だと言って糾弾するということなのです。

解同の組織拡大、要求闘争に「答申」「特措法」がいかに絶大な威力があるか、解同自身が次のように記しています。

《「組織作りにも、要求闘争の質的な発展にも、『特別措置法』具体化の戦い、『答申』完全実施要求の戦いが、何よりの武器となるということはいうまでもありません」

「すでに触れたように70年代の部落解放運動は『特別措置法』を武器に、法的なうらづけによって日常の要求闘争を戦っていく、という新しい歴史的な発展を見せています。私たちの理論と力によって日常要求闘争を戦い、今日の発展をみたわけです。加えて70年代の私たちの要求闘争は『法』によって裏付けされているということ、政府や自治体は、『特別措置法』に基づいて、私たちの要求に応えねばならぬ行政としての義務を負っているわけです。この有利な条件を最大限に生かし、日常の戦いをさらに発展させていくことであります」
「(中略)私たちの要求を差別として位置づけることができるかどうか、これが要求実現の1つの決め手になります」(24号 昭和46年5月15日号)

実際に「行政闘争」はどのように行われ、どのような部落の要求がなされたのでしょうか。解放新聞から拾って紹介します。

1. 大崎町に対し、9月23日、町長、助役、教育長らを相手に県連3役、大崎支部、各部代表、各種民主団体192名で行政闘争。要求事項は①高校・大学奨学金(入学、就職) ②解同へ委託助成金として200万円出すこと ③集会所等を要求(2号1970年10月5日号)
2. 呉市で9月25日、助役、厚生部長、産業部長らに対し、呉支部の代表30名と県連から小森委員長他、各支部代表20名らが行政闘争。要求項目は、①解同補助金270万円 ②同対室設置を要求。解同の要求額に達するよう助役以下、各部課長が市長と話し合うことを確認させた。(同2号)
3. 解同は行政闘争をいっそう強めるため、組織強化と行政点検をする行動隊10名を編成。隊員らは、10月8・9日、尾道市の隣保館で強化合宿を開き、小森委員長、泉谷書記長を講師に部落解放運動の正当性、糾弾闘争と点検などの理論を学習し強化しています。(3号1970年10月15日号、4号同月25日号)
4. 府中市役所に対し、県連組織の全勢力を府中市政に傾注して行政闘争を行うことを全員一致で決議。府中市役所闘争は大きな意味を含んでいるとして、「模範的かつ大規模な交渉を行うため、約1000名規模」で開くと記しています(3号)。実際10月13日、県連規模約1000名を結集し、「特別措置法を具体化し、部落を解放するための行政、教育の基本方針の樹立を要求した」(同4号)
5. 解同が開く第2回全国同和奨学生集会へ、県教委から補助金を出すよう10月17日に行政闘争を行います。「教育長、各部課長と話し合ったが具体的な回答はできない」と答える県教委課長に腹を立て、糾弾に参加した高教組、小森委員長らが「解同は勿論、県内の市町村教委、父兄が腹を立てるぞ、全国から来る5千名の同奨生に恥ずかしくないのか」と追及。「県下の拠点地区で同奨生を『同盟休校』させ抗議行動を起すことを暗示」して補助金を出すよう脅迫しています(同4号)。

この件は10月24日にも行政闘争を行い、県教委は結局、①同奨生集会に50万円の補助金を出す、集会の受け入れ、その他の準備運営の作業について積極的に協力する ③開会式には出席して挨拶することを約束します。

解同は糾弾の中で宮地教育長・次長の発言や高教課長が同和地区の高校進学率を知らなかったことを差別発言・行政責任として追及し、糾弾していきます。(5号11月5日号)

6. 10月12日 約60名の西城支部、県下各支部代表らが西城町、町長他11名を相手に第2次の行政闘争。要求したのは、①生活相談員を1名増員(単町で人件費予算化) ②解同へ委託助成金として150万円 ③出産手当5万円 ④就職支度金4万円 ⑤高校奨学金私立6千円 公立4千円。⑥高校大学支度金高校 私立4万円、公立2万円、大学は 私立20万円、公立7万円。町長は「生活相談員は1名、単町で置く。委託助成金については後半期分として75万円。その他の諸施策は、国、県の施策に準じて残額を単町で補給する」と約束しています(同4号)
7. 解同は行政点検と組織強化の第一次行動隊を組織し、10月22.23の二日間、県北、高宮町、甲田町、向原町、高野町、君田村の各町村行政及び学校関係に点検指導を行います。映画「橋のない川(第二部)上映問題、「部落解放第2回全国同奨生集会」への参加を要求し、各地域の情勢把握を行います。(同5号)
8. 呉市に対し10月26日行政闘争。県連から小森委員長が出席、呉支部、呉仁方支部の代表約20名らが助役以下各部課長らに要求。解同へ補助金を出すことや隣保館運営と専従職員を配置すること、住宅問題等10項目の要求を行います。(5号)
9. 県連行動隊が11月6日加計町へ行き、加計支部長らと共に助役・住民課長らを相手に行政点検を行う。その後加計高校へ行き、同和教育の取り組みについて問い糾す。(7号)
10. 11月26日 解同県連執行部と各支部長ら100名が、木下県民労部長らを相手に「国の施策に先駆けて積極的に県解放行政推進を」と、県連補助金問題等5項目を要求する行政闘争。(8号12月5日号)
11. 解同は自治体の首長らを使って県教委に要望を出させ、県を包囲して要求を認めさせる戦術をとっていきます。《本年は自治体の首長を先頭に立てて県行政に対して迫る戦いを組織しなければならない。県行政に対する要求をこの点にまとめながら、行政闘争として発展させなければならない。県教委に対する闘いは、当面、中教審路線の広島県版ともいえるべき、勤評特昇を阻止し、広範な教師集団との共闘を発展させて、差別教育の一切の仕組みを取り除かねばならない。さらに県教委に対する当面の要求としては

高校奨学金の増額、わけてもきわめて僅少な予算措置しかしていない大学奨学金の大幅増額を迫らなければならない。さらに高校、小中学校とも、地域進出費の大幅増額の要求を突きつけ、県教委の欺瞞性を暴露し、その姿勢を正さなければならない。
(70号 1972年一般活動方針 行政闘争糾弾闘争の方針)

12月1日、北川府中市長が要請して「同和」対策のための臨時市町会を開いたのもその1つです。実はこの会は、解同が去る10月13日、府中市を糾弾する中で藤原助役に約束させたものです。「市内の部落の完全解放のための必要額を(特措法の)残り8カ年の中で、8分の1ずつ毎年支出していく」という要求を満たすため、市町会を通して、「県に対象事業全てに補助を交付させようというのが目的」です。

12. 世羅町に支部員及び県下各支部から250名、県連から泉谷書記長が出て行政闘争。11月27日午後8時から11時まで約3時間。環境改善資金5万円、支部活動委託費375万円など「県下でも類のない成果を数多く勝利」しています。「9月に結成された、大和、世羅、世羅西。甲山4支部からなる『4町連絡会議』の団結した力が大きな役割を果たし」と記しています。(9号 12月15日号)
13. 芦田町を12月17日、芦田支部代表4名らで行政闘争。確約事項は、①教育集会所を46年度建設、隣保館は47年度 ②出産補助5万円 産後11ヶ月間、毎月5千円 ③同対室を設置 ④解同委託助成金169万9千400円 ⑤小中学校を今月中旬より、学校別に点検する。(11号 1971年1月5日号)
14. 甲山町に12月19日、甲山支部、県内各支部、地元部落民ら約250名で行政闘争。解同委託助成金320万の他は、郡内3支部(大和、世羅、世羅西)で同一步調をとった。(同)
15. 福山市に対して12月19日、福山市協が県連、各地協支部、自治体労働者、教育労働者ら360名で行政闘争。市側は衛生部長以外、立石市長以下全部課長が出席。市協の要求と(立石市長の回答)は、①「同対事業促進協議会」の設立(46年に設立し、実施したい) ②同対室強化と各課に専門職員の配置(各課に主担者を明確に位置づけたい) ③解放会館の建設(①の調査を進める中で考えたい)。総務部長は、「財政に部落解放を合わすのではなく、部落解放に財政を合わす」と答えています。また闘争に参加した高校生が、「今年度福山市職員採用試験に、部落問題が出題されていない」と提起、市側は、反省し来年度より善処したいと答えています。(11号)

16. 県に対し昭和46年度予算について4班、10人1組で班を編成して2月8日・9日の2日間にわたり行政闘争。①3日にも行った県教委交渉で紛糾していた「解放教育主体者」の来年度要求は115名(現状維持) ②現行融資制度について、50万円から100万円に増額し、無担保・無保証・240口数・2億4千万円。民労部関係で「職業訓練入所後の生活費」として、国庫支出2万5300円に上積みして3万4千円。県、市町村等の職員及び現業職員に部落出身者を優先的に採用することを要求。(16号 1971年2月25日号)
17. 尾道市に対し、同市協が1月31日・2月4・5・8・9日の5日間、予算の行政闘争。①70歳以上の老人に保養費として月2000円支給。②生活相談員の報酬2万3900円、補助金1万6,100円、合計4万円を支給する。③進学支度金は、小学校25,000円、中学18,000円、高校(公立)3万2,000円、私立4万、大学(公立)4万5,000円、(短大)3万円(私立)8万5,000円、支給する(16号)
18. 2月15日、協和村に支部代表、村職、教育労働者、近隣支部代表者ら30名で、過疎の中で財政負担過重の同村に行政闘争。①奨学金(大学)公立2万、私立3万(高校)公立5,000円、私立6,000円。②支部活動委託助成金146万円
19. 8月6日、本郷町に県連各支部同盟員約1000名で庁舎に押しかけて糾弾。支部委託助成金504万円を要求。(詳細は本誌25号)
20. 8月14日、賀茂郡西条町の行政姿勢を追及するためとして1200名で行政闘争(34号)。糾弾はその後9月18日にも150名で約10時間にわたり行われ、支部助成金200万円、奨学金の要求。解放新聞には「『県内最悪』のナマケ自治」と非難(38号)。10月14日にも小森委員長他50名で闘争。委託金助成について追及し要求しています。(40号)
21. 8月16日、離島の豊田郡豊浜支部の結成大会後、豊浜町に行政闘争。①同和対策室を設置する。②解同助成金220万円 ③奨学金支給(高校6000円、大学2万円) ④地域進出費30万円を計上する等(34号)。支部を結成して行政闘争をすれば市町村は多額の解同助成金や同盟員へ給付金等を出します。その後相次いで支部が結成されていき、再建時48支部が約3年で154支部の強大な組織となります。

- 22.8月29日、(豊田郡大崎上島)木江支部の結成大会後、行政闘争。①同和対策室を設置する ②委託助成金200万円 ③生保同和加算分として1人5000円(月額)支給する等、要求はすべて通った。(36号)。
- 23.8月26日、双三郡布野村支部の結成後、村長・議長・教育長らに行政闘争。①支部活動助成金60万円 ②窓口一本化を約束。
- 24.9月20日、賀茂郡福富町に対し、同支部ら300人で行政闘争。①委託助成金210万円等、16要求項目すべて通る。
- 25.10月3日、安芸郡蒲刈町に同支部員ら100名で、同支部の「点検」を受けるよう行政闘争。町側は町長、教育長他、全課長が出席。①点検を受け入れる ②同和対策室を設置 ③生活相談員を1名置き、月額5万円を保障する ④委託研修費200万円(39号)

行政闘争で自治体を糾弾する事例はあげればまだまだきりがありませんが、今回はこれくらいにします。小森委員長が、同対審答申を武器にしていかに行政を追い込んできたか、部落解放奨学生広島県集会で次のように話しています。

《我々、今日解放運動がこれだけ大きくなったのは、交渉する度に、おまえ同和対策審議会の答申を読んだことがあるのかと町長や助役や教育長に迫ったから、これだけ運動が大きくなったんですよ。(中略)「同和対策審議会の答申をあんた読んだことありますか」こういふと「読むのは読んだ」「読むのは読んどるじゃあいけんじゃあないか。部落差別はどういうことか」とこう言うと、ドギマギしてですね、それで我々が追い込んできたんです。同和対策審議会の答申を武器としてやるという斗いは、今日の運動が大きくなったことを顧みても、いかに正しいかという事がわかるでしょう。どうしてそれが武器になるか。政府が同和対策審議会というものを設置して、その審議会に対して内閣総理大臣が(中略)解決するためにはどうやったらいいですかといっとるわけですね。(中略)(諮問を受けた)同和対策審議会が答申を出しとる。政府と県と市町村と末端自治体というものは、これを聞かざるをえないでしょう。その聞かざるをえない道具を持って、我々は部落問題を、どうやって決めとるかというのじゃから、そりゃあ、決め手になりますよこの武器は》(86号 1972年12月18日号)

昭和46年度 県内各市町村同和対策費等 予算 (単位 千円)

	自治体名	一般会計 (A)	同和対策 費 (B)	B/A (同和对 策比 率)	同和教 育費	解同 補助金	入学・就職支度金							Cから Iまで の合計	解放奨学金		
							保 C	幼 D	小 E	中 F	高 G	大 H	就 I		高 校	大 学	
	広島県		585,357														
1	尾道市	6,020,637	196,784	3.27	27,052	6,150			25	18	32	45		120	5	10	
2	呉市	12,539,846	252,289	2.01	15,529	4,800	5		10	15	20	40		90	2	15	
3	福山市	28,571,921	413,506	1.45	33,965	6,000		4	10	20	29	60	30	153	6	15	
4	因島市	1,707,950	52,285	3.06		2,958	4		5	10	17	40		76	6	14	
5	竹原市	2,294,506	139,605	6.08	15,448	3,000	5		5	7	10	60		87	4	20	
6	府中市	1,887,094	149,654	7.93	10,072	3,470	5		5	10	20	40		80	4	6	
7	新市町	1,091,577	118,634	10.87		2,400	5		5	10	20	30		70	4	20	
8	芦田町	297,630	31,006	10.42		1,690	5		10	10	20	40		85	5	20	
9	駅家町	851,631	38,806	4.56	5,037	1,087	5		5	5	5	10		30	4	15	
10	豊町	279,123	12,028	4.31	966	3,000		3	5	15	17	30		70	6	14	
11	木江町	340,000	704	0.21				3	5	15	20	40		83	8	20	
12	豊松村	181,562	8,282	4.56	301	250	4				5			9	25	25	
13	御調町	461,600	39,935	8.65	5,003	2,000	4		5	10	20	40		79	5	11	
14	加計町	538,563	29,263	5.43	923	300			10	30	50	50		140	3	5	
15	神辺町	863,097	74,831	8.67	6,588	2,385	5	5			3	10		23	1.5	5	
16	三和町	459,476	8,730	1.90		50					5			5			
17	安芸津町	728,582	35,457	4.87	7,162	4,200	5	5	5	5	10	30		60	3	15	
18	内海町	232,204	1,043	0.45	537	250						5		5	2.5	2.5	
19	協和村	309,600	23,967	7.74	1,205	1,300	5		5	10	20	40		80	5	20	
20	神石町	396,409	16,760	4.23	814	265	4				5			9	3		
21	口和村	370,364	17,487	4.72	1,399	160	3		5	7	18	50	30	113	5.5	16	
22	西城町	509,244	27,269	5.35	1,559	750	5		5	7	18	50		85	6	20	
23	川尻町	581,302	66,201	11.39	2,629	1,022					3	10		13	2.5	6	
24	安浦町	618,382	115,843	18.73	2,712	4,200	5		10	15	20	50		100	5	20	
25	沼隈町	395,703	7,247	1.83		1,500	3.5		5	5	5		10	29	3	3	
26	世羅西町	318,764	14,114	4.43			6		10	10	20	50		96	4	20	
27	東野町	326,094	1,558	0.48	542	300					20		20	40	3	3	
28	三良坂町	361,158	19,690	5.45	931							50		50	1.5	1.9	
29	海田町	685,992	2,286	0.33	223									0			
30	向原町	417,879	13,905	3.33	743	455	5			1				6	3		
31	久井町	505,565	19,548	3.87	1,222	1,000	4		5		20			29	2.5	2.5	
32	比和町	436,820	22,136	5.07	121	430	4						60	64			
33	大和町	462,705	96,358	20.82	4,791	3,500	5		10		20	5		40	4	20	
34	高宮町	424,323	22,352	5.27	540	450			5	7	18		20	50	6		
35	上下町	449,516	16,306	3.63		150					15	50	50	115	4	25	
36	本郷町	383,823	78,755	20.52		1,500	5	5	10	15	18	30		83	4	10	
37	三次市	2,616,431	277,830	10.62	3,667	3,000			5	10	20	50		85	4	15	
38	甲田町	410,352	8,773	2.14		100	2				2			4	3		
39	世羅町					3,750								0			
	合計	70,327,425	2,471,227	3.51	151,681	67,822								2,356	162	414	

解同県連機関紙局が、県内各市町村に昭和46年度解放行政施策の実施状況を調査し掲載したものを編集。